



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
4月7日
第705号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課)	2

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
大津湖南都市計画道路事業の公告(交通まちづくり政策課)	2
都市公園区域変更公告(THEシガパーク推進課)	3
一般競争入札の公告(管理課、警察本部会計課)	3
落札者決定の公告(防災危機管理局)	7

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東)	7
--	---

○ 公安委員会告示

道路交通法に基づく運転免許に関する事務の委託(運転免許課)	8
-------------------------------------	---

○ 公安委員会公告

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告(運転免許課)	10
------------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第199号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
おうみ在宅クリニック訪問看護ステーション	守山市二町町195番地4	医療法人青蘭会 理事長 鎌田泰之	守山市二町町195番地4	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8.4.1	2560790293
訪問看護ステーションアズファム	栗東市糺三丁目15番16-903号ヴィエナ栗東	住安株式会社 代表取締役 林田淳吾	栗東市糺三丁目15番16-903号ヴィエナ栗東	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8.4.1	2561290160

滋賀県告示第200号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
TINO五個荘教室	東近江市五個荘竜田町324-17	セイセン合同会社	近江八幡市堀上町159番地7	放課後等デイサービス	令和8.4.1	2550500298

滋賀県告示第201号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
あいぐらんアップ南彦根教室	彦根市西今町87-16Nasu 103号室	株式会社アイグラン	広島県広島市西区庚午中一丁目7番24号	児童発達支援	2550200378	令和8.3.31

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山1178-694
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - 変更前 株式会社ジョイックスクーポレーション 代表取締役 塩川弘晃 東京都千代田区隼町3番16号 ほか154者
 - 変更後 株式会社バリー・ジャパン 代表取締役 マリア・サヴィドゥ 東京都港区西新橋一丁目1番1号 ほか156者
- 変更年月日 令和6年9月10日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の入退店および代表者等の変更のため
- 届出年月日 令和8年3月23日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
竜王町商工観光課 蒲生郡竜王町大字小口3番地
 - 縦覧期間 令和8年4月7日から令和8年8月7日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和8年8月7日
 - 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大津湖南都市計画道路事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和8年3月26日付け近畿地方整備局告示第26号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画道路事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業3・3・14号片岡栗東線
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 草津市草津三丁目14-75 滋賀県南部土木事務所
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成29年近畿地方整備局告示第200号の事業地のうち勝部五丁目字下小福寺および字上小福寺、勝部四丁目字上中ノ町および字山科ならびに千代町字西浦、字貝田、字道具、字守、字高田および字正田地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし

都市公園区域変更公告

令和5年4月1日に設置した彦根総合スポーツ公園の区域を変更しようとするので、滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公園の名称 彦根総合スポーツ公園
- 2 位置 彦根市松原町地内
- 3 変更区域 別紙図面のとおり
- 4 区域変更の期日 令和8年4月7日
(「別紙図面」は、省略し、その関係図面を滋賀県交通まちづくり部THEシガパーク推進課に備え置いて縦覧に供する。)

一般競争入札の公告

滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託事業について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名および数量 滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託 一式
 - (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおり
 - (3) 委託期間 契約締結日から令和15年3月31日まで
 - (4) 予定価格 1,484,000,000円(消費税および地方消費税を含む。)
 - (5) 履行場所 仕様書のとおり
 - (6) この入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札説明書において示す入札参加資格確認申請書
- (2) 入札参加資格確認申請書の交付方法 入札説明書と同時に交付する。
- (3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課会計事務改革係
- (4) 提出期限 令和8年5月21日(木)17時

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課会計事務改革係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4312 メールアドレス ka0002@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年4月7日(火)から令和8年5月21日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示すメールアドレス宛てに、表題を「入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレス(以下「交付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。併せて、請求メールを送信した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。請求メールを送信した後、交付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。

(5) 質問の方法等

ア 質問の方法 「質問票」(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールにて(1)に示す場所へ提出すること。なお、「質問票」を提出した場合は、その旨を(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。

イ 質問の受付期間 令和8年4月7日(火)9時から令和8年4月30日(木)17時までとする。

ウ 回答の方法 質問を受理した日から5日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に電子メールにて回答する。なお、質問のあった事項については、入札説明書等を交付した者または入札参加資格確認申請書を提出した者全てに対して回答する。

(6) 入札書の提出期限 令和8年5月21日(木)17時 郵送による場合は、書留郵便により、本提出期限までに必着のこと。なお、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年5月25日(月)10時 滋賀県庁本館1階1-F会議室(大津市京町四丁目1番1号)

(8) 対面評価 令和8年6月9日(火)を予定。詳細は別途通知する。

(9) 落札決定 令和8年6月中を予定。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した入札参加者のうち、滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とす

る。

- 10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、4(6)に示す提出期限までに、封印した入札書および本業務に係る提案書を一括して、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書および提案書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは再度の入札を行わない。
 - (5) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required: Shiga Prefecture New Financial Accounting System Construction, Operation, and Maintenance Services Outsourcing, 1 set
- (2) Deadline for tender: 17:00, May 21, 2026
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-4312

一般競争入札の公告

ヘリコプター(アグスタ式A109E型)の定期点検整備について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 履行业務 ヘリコプター(アグスタ式A109E型)の定期点検整備 一式
- (2) 履行业務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年11月20日(金)まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:物品 中分類:航空機

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加すること

ができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項各号に掲げる業務の能力のうち、同項3号および第4号の業務の能力の認定を国土交通大臣から受けていることを証する書類

ウ 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2の規定による事業の許可(航空機製造事業法施行規則(昭和29年通商産業省令第52号)第5条第1項第2号トの区分に限る。)または同法第2条の8の規定による当該事業の変更許可を経済産業大臣から受けていることを証明する書類

エ 航空機製造事業法第9条第1項の規定による修理の方法の認可(アグスタ式A109Eの修理が可能なものに限る。)を経済産業大臣から受けていることを証明する書類

オ 「アグスタ式A109E型」の機体製造者であるレオナルド社(旧アグスタ社)からサービスセンターとしての認定を受けていることを証する書類

(2) 提出期間 令和8年4月14日(火)午前9時から同年4月23日(木)午後5時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課装備第二係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2255)

(2) 契約条項を示す期間 令和8年4月7日(火)から同年5月7日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和8年5月8日(金)午後5時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年5月11日(月)午前10時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の

入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、代理人が、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報が登録されていなければならない。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of service-required: Helicopter periodic inspection and maintenance 1 set
- (2) Deadline for tender: 17:00, May 8, 2026
- (3) For further information, contact: Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2255)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 消防ポンプ自動車(CD-I型)1台および付属品一式(ポンプのメンテナンスを含む。)
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県消防学校 東近江市神郷町314 電話 0748-42-1000
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月9日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店 支店長 田中智也 大阪府大阪市福島区福島七丁目20番1号
- 5 落札金額 38,640,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年1月28日(水)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年4月7日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション Espelehar	彦根市新海浜二丁目8番4号アイヴィエ・カレントN205号室	合同会社Espelehar 代表社員 前田翠	東近江市五個荘金堂町940番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8.4.1	2560290369

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第38号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年4月7日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 受託法人の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 氏名 株式会社アイランド・ワーク
 - (2) 住所 沖縄県浦添市西洲二丁目1-5
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 北野裕一郎
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 委託に係る事務の内容 法第108条の2第1項第11号に規定する講習に関する事務
- 4 委託に係る事務を処理する場所
 - (1) 滋賀県警察本部交通部運転免許課(守山市木浜町2294番地)
 - (2) 滋賀県警察本部交通部運転免許課米原分室(米原市入江301番地)
 - (3) 大津警察署(大津市打出浜12番7号)
 - (4) 草津警察署(草津市野村三丁目1番11号)
 - (5) 守山警察署(守山市金森町494番地)
 - (6) 甲賀警察署(甲賀市水口町水口6026番地)
 - (7) 近江八幡警察署(近江八幡市土田町1322番地1)
 - (8) 東近江警察署(東近江市八日市緑町26番18号)
 - (9) 彦根警察署(彦根市古沢町660番地の3)
 - (10) 長浜警察署(長浜市八幡中山町300番地)
 - (11) 木之本警察署(長浜市木之本町木之本1536番地)
 - (12) 高島警察署(高島市今津町中沼二丁目4番地)
 - (13) 大津北警察署(大津市真野二丁目20番23号)

滋賀県公安委員会告示第39号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年4月7日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 受託法人の名称および住所ならびに代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人滋賀県交通安全協会
 - (2) 住所 守山市木浜町2294番地
 - (3) 代表者の氏名 会長 上阪廣子
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 委託に係る事務の内容
 - (1) 交通部運転免許課(同課米原分室を含む。以下この号において同じ。)における事務
 - ア 法第94条第1項の規定による免許証(法第92条第1項に規定する免許証をいう。以下同じ。)の記載(記録)事項の変更の届出の受理に関する事務
 - イ 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理および交付に関する事務
 - ウ 法第101条第1項に規定する免許証等(同項に規定する免許証等をいう。以下同じ。)の更新の申請の受理に関する事務
 - エ 法第106条の3第1項の規定による免許証の返納の届出の受理に関する事務
 - オ 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証(同条第1項に規定する国外運転免許証をいう。以下同じ。)の交付の申請の受理および同条第3項の規定による国外運転免許証の交付に関する事務
 - カ 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第19条第3項の免許証の写真の撮影に関する事務(法第89条第1項の規定による免許(法第84条第1項に規定する免許をいう。以下同じ。))の

申請(法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者および同項第5号に規定する特定取消処分者の申請に関する事務に限る。)法第101条第1項に規定する免許証等の更新、法第101条の2第1項の規定による免許証等の更新の申請および法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新の申請に関する事務に限る。)

- キ 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書(法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書をいう。以下同じ。)の記載事項の変更の届出の受理に関する事務
 - ク 規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の届出の受理に関する事務
 - ケ 規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報(法第105条の2第3項に規定する運転経歴情報をいう。以下同じ。)の記録事項の変更の届出の受理に関する事務
 - コ 規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の届出の受理に関する事務
 - サ 前記アからコまでに掲げる各種申請等に係る案内
 - シ 交通部運転免許課の窓口における教示および案内
 - ス 免許証等の更新の申請手続に係る予約に関する電話相談の対応に関する事務
- (2) 警察署における事務
- ア 法第89条第1項の規定による免許の申請の受理に関する事務
 - イ 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与等に係る申請の受理に関する事務
 - ウ 法第92条第1項の規定による運転免許証の交付に関する事務
 - エ 法第94条第1項の規定による免許証の記載(記録)事項の変更の届出の受理に関する事務
 - オ 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理および交付に関する事務
 - カ 法第95条の2の規定による特定免許情報の記録に関する事務
 - キ 法第101条第1項に規定する免許証等の更新の申請の受理に関する事務
 - ク 法第101条第5項の規定による免許証等の更新の申請に係る適性検査に関する事務(結果の判定を除く。)
 - ケ 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理に関する事務
 - コ 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理、同条第2項の規定による運転経歴証明書の交付、同条第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請の受理および同条第4項の規定による運転経歴情報の記録に関する事務
 - サ 法第106条の3第1項の規定による免許証の返納の届出の受理に関する事務
 - シ 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理および同条第3項の規定による国外運転免許証の交付に関する事務
 - ス 規則第18条の5の規定による免許証等の限定解除審査の申請の受理に関する事務
 - セ 規則第19条第3項の免許証の写真の撮影に関する事務(法第94条第2項の規定による免許証の再交付、法第101条第1項の規定による免許証等の更新、法第101条の2第1項の規定による免許証等の更新の申請、法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新の申請、法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付および同条第4項の規定による運転経歴情報の記録ならびに規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付に関する事務に限る。)
 - ソ 法第101条の4の2第1項の規定による免許証の交付および同条第2項の規定による免許情報記録の書換えに関する事務
 - タ 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務
 - チ 規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理および交付に関する事務
 - ツ 規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の届出の受理に関する事務
 - テ 規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報の記録事項の変更の届出の受理に関する事務
 - ト 規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の届出の受理に関する事務
 - ナ 滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)第26条の規定による免許の条件解除等の申請の受理に関する事務
 - ニ 前記アからナまでに掲げる各種申請等に係る案内
 - ヌ 県民等からの運転免許に関する問合せの対応に関する事務
 - ネ 更新時講習に関する予約の管理、受付等に関する事務
- 4 委託に係る事務を処理する場所
- (1) 滋賀県警察本部交通部運転免許課(守山市木浜町2294番地)
 - (2) 滋賀県警察本部交通部運転免許課米原分室(米原市入江301番地)
 - (3) 大津警察署(大津市打出浜12番7号)

- (4) 草津警察署(草津市野村三丁目1番11号)
- (5) 守山警察署(守山市金森町494番地)
- (6) 甲賀警察署(甲賀市水口町水口6026番地)
- (7) 近江八幡警察署(近江八幡市土田町1322番地1)
- (8) 東近江警察署(東近江市八日市緑町26番18号)
- (9) 彦根警察署(彦根市古沢町660番地の3)
- (10) 米原警察署(米原市米原1092番地)
- (11) 長浜警察署(長浜市八幡中山町300番地)
- (12) 木之本警察署(長浜市木之本町木之本1536番地)
- (13) 高島警察署(高島市今津町中沼二丁目4番地)
- (14) 大津北警察署(大津市真野二丁目20番23号)

公安委員会公告

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年4月7日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査および同規則第10条第1項各号に規定する教習指導員審査
- 2 審査の実施日
 - (1) 第1回
筆記審査 令和8年6月3日(水)
実技審査 令和8年6月3日(水)から同月19日(金)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日
 - (2) 第2回
筆記審査 令和8年8月5日(水)
実技審査 令和8年8月5日(水)から同月8月21日(金)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日
 - (3) 第3回
筆記審査 令和8年10月7日(水)
実技審査 令和8年10月7日(水)から同月10月23日(金)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日
- 3 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
- 4 審査の対象者
 - (1) 技能検定員審査
 - ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者
 - イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの
 - (2) 教習指導員審査
 - ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者
 - イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの
- 5 審査申請の手続
 - (1) 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽(受審者が宗教または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)を貼付の上、次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証の写し等を添えて、(4)の提出先に持参すること。なお、郵送により申請する場合は、必要事項を記入し、写真を貼付した申請書および運転免許証の写

し等を簡易書留または特定記録郵便により、(4)の提出先に送付すること。

ア 技能検定員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許（以下「特定第一種運転免許」という。）に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が当該免許を受けていることを証するに足りる書面。以下同じ。）
- (イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証（大型）
- (ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証（普通）

イ 教習指導員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し
 - (イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証（大型）
 - (ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証（中型）
 - (エ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証（普通）
- (2) 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員等資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。
- (3) 申請の受付日時
- ア 第1回の審査 令和8年5月13日(水)から同月21日(木)までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 第2回の審査 令和8年7月17日(金)から同月28日(火)までの日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 第3回の審査 令和8年9月17日(木)から同月30日(水)までの日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
- (5) 電子申請 申請書の提出は、e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) を利用する方法により行うことができる。
- (6) 審査手数料の納付 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を納付すること。

ア 技能検定員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,750円（審査細目の一部が免除される者については、23,750円から滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）別表第7（以下「別表第7」という。）の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,800円（審査細目の一部が免除される者については、19,800円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,450円（審査細目の一部が免除される者については、14,450円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額）
- (エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 22,200円（審査細目の一部が免除される者については、22,200円から別表第7の注2または

注3に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

イ 教習指導員審査

- (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 15,100円(審査細目の一部が免除される者については、15,100円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,000円(審査細目の一部が免除される者については、12,000円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (ウ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,950円(審査細目の一部が免除される者については、9,950円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,850円(審査細目の一部が免除される者については、12,850円から別表第7の注5または注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

6 問合せ先および審査申請書用紙の請求先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課(電話 077-585-1255) 審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書きし、返信用切手110円分を同封すること。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。
- (2) 審査結果の提供 審査結果については、次に定めるところにより、口頭による提供の求めを行うことができる。
 - ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付および提供場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
 - ウ 持参するもの 審査結果通知書および運転免許証または免許情報記録個人番号カード
 - エ 提供内容 審査細目ごとの得点
 - オ その他 提供の求めを行うことができる者は、受審者本人に限る。また、電話による審査結果の提供を受けることはできない。